

【自由研究発表】

日本の競技団体のドーピング防止規程の現状と課題

共同報告者：白井久明、望月浩一郎、八木由里、山本雄祐、
（弁護士） 大橋卓生、齋雄一郎、高松政裕

はじめに

日本では、1964年の東京オリンピックの際に開催された「世界スポーツ科学会議」においてドーピングが初めてとりあげられ、1972年札幌冬季オリンピックから、オリンピックや国際総合大会へ派遣する日本代表選手に対して、また我が国で開催される国際総合競技会においては参加者に対して、それぞれドーピング検査を実施してきた。

1985年に神戸ユニバーシアード競技大会を契機に、アジアで初めてのIOC認定ドーピング機関が日本で設置され、1980年代から水泳⁽¹⁾、陸上⁽²⁾など一部の競技団体で積極的にドーピング検査がはじまり2003年からは国民体育大会においてドーピング検査が開始された。この時代のドーピング規制は、各競技団体や各大会主催者が個々に規程を定めて実施していた。

1999年に世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency: WADA, スイス民法に基づく財団法人）が設立され、2003年に開催されたコペンハーゲン世界会議で世界アンチ・ドーピング規程（WADA規程）が採択された。2006年に採択された国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」により、国家間でアンチ・ドーピング体制の確立とWADAを中心にしたドーピング防止活動の推進協力が図られた。

2001年には日本・アンチドーピング機構（JADA）が設立され、2004年には、WADA規程に準拠した「日本ドーピング防止規程」（JADA規程）

が制定され、それまでの各競技団体ごとに規制されていた状況がJADA規程に統一されつつあるが、未だ次のような問題が残されている。

- (1) 各競技団体におけるドーピング防止に関する啓発活動をめぐる問題。
- (2) ドーピング防止規程違反による制裁措置と順位決定をめぐる問題。
- (3) 未成年者であることを考慮したドーピング防止規程取り扱いに関する問題。
- (4) ドーピング防止規程による制裁と倫理規定による制裁との関係をめぐる問題。
- (5) 国際競技団体のドーピング防止規程とJADAのドーピング防止規程とが一致しないことによる問題。
- (6) JADA規程に準拠していない競技団体をめぐる問題。

このような日本の国内競技団体のドーピング防止規程の現状を踏まえて、国内競技団体が整備すべきWADA規程及びJADA規程と整合したドーピング防止規程のあり方を検討することが、本研究の目的である。

1 WADA規程の概要

WADA規程は、国際競技連盟（IF）や各国内ドーピング防止機関（NADO）に対し、WADA規程に準拠した規則の導入を義務付け（第20条）、国際競技団体等が規則を実施するにあたって、「検査結果の管理及び聴聞手続」を除いて、実質的な内容を変更してはならないとしている（第23.2.2項）。これにより、WADA規程が国際基準として機能するようになっている。

ここでは国際基準となったWADA規程において、何がドーピング違反とされ、いかなる手続に基づき、いかなる制裁が科されるかを、便宜上、次の4点に分けて概観する。なお、現在は、2009年1月1日に改正されたWADA規程が適用される。

- ① 違反行為の要件（いかなる行為がドーピング防止規則違反に該当するか）
- ② 検査結果の管理及び聴聞手続（ドーピング防止規則違反があった場合の処分手続）
- ③ 制裁措置（ドーピング違反があった場合の資格停止処分等の制裁内容）

④ 順位等の決定（違反者が出た場合の扱い、特に順位決め方）

まず、①違反行為の要件について、WADA規程は、禁止物質等の存在やその使用のほか、ドーピング検査を拒否した場合など8つの類型を定め、このうち一又は二以上に違反したことをもってドーピングにあたるとしている。これが現在、一般的なドーピングの定義となっている。

次に、②検査結果の管理及び聴聞手続について、WADA規程においては、詳細な手続規定を設けず、主として手続の原則を定めているだけである。それゆえ、かかる手続の内容については国際競技連盟等にある程度の裁量が与えられている。この手続原則の中で特に重要なのは、第1に、公正な聴聞会に参加する権利（第8条）の保障、第2に、制裁を受けた者の公正、公平、独立した不服審査機関（スポーツ仲裁裁判所（CAS）またはNADOが定めた「公正、公平かつ独立した聴聞パネル」）への不服申立の権利の保障（第13.2項）である。かかる保障が不十分な手続規定は、WADA規程によって与えられた裁量の範囲を超え、WADA規程に違反することとなる。

③制裁の内容については、当該競技大会の成績の失効及び資格停止などの制裁措置が科される。個人に対する制裁措置は、違反の重大性と制裁措置の重さ（資格停止期間の長さ）に比例して定められている。チームに対する制裁措置は、チーム構成員の3人以上が競技大会の期間中にドーピング防止規則に違反したことが明らかになった場合、当該競技大会の決定機関が当該チームに対しても、適切な制裁措置（例：得点の剥奪、競技会又は競技大会における成績が取り消され、その結果、獲得したメダル等が剥奪されるなどの制裁措置）を科すこととされている。さらに、チームに対する制裁措置について、競技大会の決定機関は、当該競技大会について、より厳格な制裁措置を科す競技大会の規則を定めることができる。

④順位等の決定は、WADA規程には特段の定めはなく、各競技団体に委ねられている。

2 JADA規程の概要

日本国内のドーピング防止機関として2001年に設立されたJADAは、

WADA規程に準拠した「日本ドーピング防止規程」(JADA規程)を作成し、日本国内基準の統一化を図ってきた。

WADA規程によれば国内ドーピング防止機関は、「各国内においてドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう」と定義されている。2006年12月に、日本がユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を受諾したことで、JADAは、文部科学省（国）よりWADA規程に定める国内ドーピング防止機関として指定された。

こうして、日本国内においては、JADA規程により国内の競技団体などのドーピング防止規程の整備が図られ、国内基準の統一化が促進されてきた。なお、現在は、2009年1月1日に改正されたJADA規程が適用される。

JADA規程の内容はWADA規程とほぼ同様であるが、JADA規程では検査結果の管理及び聴聞手続が詳細に規定されている。例えば、WADA規程では、公正な聴聞会に参加する権利の諸原則の1つとして「公正かつ公平な聴聞パネル」を明示している。これを受けて、JADA規程では、JADAとは別組織である日本ドーピング防止規律パネルを組織し、同パネルに聴聞会の開催及びドーピング防止規則違反や制裁を決定する権限並びに必要な手続を規定する権限を付与するなど具体的な規定を設けて、WADA規程の諸原則を具体化している（第8条）。

3 啓発活動をめぐる問題

ドーピング防止活動には、啓発活動が重要である。個々の競技者及び関係者がドーピングが禁止される趣旨を理解するとともに、どのような行為がドーピングに該当するかを正確に知ることが、ドーピング防止活動には不可欠である。

ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」では、「ドーピングの防止においては、競技者、競技者支援要員及び社会全体に対する継続的な教育が重要である」とされている。2007年5月、文

部科学省は「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」(ガイドライン)を策定し、スポーツ愛好家など広く国民一般に対して教育・啓発を実施し、JADA, スポーツ団体、都道府県等に対して、競技者及び競技者支援要員に対する啓発活動の実施を求めている。

啓発活動をめぐる重要な問題は次の3点である。

第1に、トップアスリート以外の一般競技者や未成年者に対する啓発活動が十分でないという問題である。世界のトップレベルで競う一部のジュニア選手に対しては啓発活動が行われているが、大半のジュニア選手や一般競技者に対する啓発活動は十分とは言えない。特に、ジュニア選手については、十分な知識がないままサプリメントを使用することに伴う危険性がある。安易にインターネット経由で入手したサプリメントの使用により、意図しないで禁止物質を摂取する危険性は日常的に存在し、正しい知識を普及する活動が必要である。

第2に、禁止物質・禁止方法は毎年のように変更になり、常に最新の知識を身につけるための恒常的な啓発活動が必要であるが、この点についても十分ではない。ある有力な競技団体のホームページに掲載されているWADA規程はすでに失効した過去の規程であり、競技団体が誤った情報を提供している事例さえある。

第3に、ドーピング防止活動における選手の権利に関する手続保障についても啓発が必要である。選手自身が、自己が検査対象とされた場合にどのような手続によって検査されるのか、仮に禁止物質が検出された場合に、適正な手続で処理されるのか、不服申し立ての手段はあるのかといった知識を備えておくことはドーピング防止活動にとって不可欠であるが、これらの点について選手が十分な知識を有しているとは言えない現状にある。

4 制裁措置と順位決定をめぐる問題

WADA規程に違反した場合、違反した個人に対しては、成績の失効並びにメダル、得点及び賞の剥奪の制裁措置が、また、チーム構成員の3人以上がドーピング防止規則違反を犯したことが明らかになった場合、当該

チームに対しては成績の失効並びにメダル、得点及び賞の剥奪等の制裁措置がなされる。ただし、「競技大会の決定機関は、当該競技大会について、チームスポーツに対し第11.2項より厳格な措置を課す競技大会の規則を定めることを選択できる」と定められている(第11.3項)。

ステロイド使用を認めたマリオン・ジョーンズ選手は、シドニーオリンピックでアメリカ陸上チームの一員として、4×400mリレーで金メダルを、4×100mリレーで銅メダルを獲得していた。ジョーンズ選手は、シドニーオリンピックでのドーピングを認めたため、IOC理事会は、2008年4月、アメリカチームを失格処分にする事決め、米国チームの上記金メダル及び銅メダルを剥奪することを発表した。リレーの場合には、選手の一人が失格することでチーム全体の成績が失われるとの扱いは公平の視点から妥当な結論である。

体操競技の団体種目のように個々人の成績を積み上げてチームの点数が決まる競技では、チームの選手の一人が失格することで団体の点数が減るため、団体競技として特別な取り扱いで苦慮することはない。一方、予選リーグと決勝トーナメントで進められる大会において、決勝トーナメントに進んだチームが、予選リーグの試合の一部が失格となったものの、なお決勝トーナメント進出資格を失わない場合の取り扱いは難しい。予選リーグでの順位が変更となることで決勝トーナメントの組合せを変更するか否かである。変更するならば、決勝トーナメントの対戦相手にも影響を与えるため、この点の配慮も必要となる。

また、3位決定戦を実施しないトーナメント戦においては、3位は2人となるが、このようなトーナメントの2位の選手の成績が失効した場合、3位の2選手を共に2位とするのか否か、トーナメント戦の途中で失格となった者に敗れた選手の取り扱いなども問題となる。

どのような取り扱いをするかは、各競技団体の判断に委ねるべきである。競技団体の中には、成績が失効した者が出た場合の順位決定方法などを事前に定めておらず、理事会等の決定に委ねる団体が存在するが、透明性及び公正の視点からは、事前に取り扱いを定めておくことが必要である。

WADA規程よりも厳しい規制は許されているが、違反をしていない選

手にまで制裁を及ぼすような制裁が許されるのかという問題があり、現実には、シドニーオリンピックで問題となった。国際重量挙げ連盟（IWF）は、違反選手に対する制裁以外に、年間に同じ国から3件の違反が出た場合、その国に5万USドルの罰金を科す規定を設けていた。期限内に罰金が払われない場合、その国は1年間の資格停止になり、違反をしていない選手を含む当該国の選手は競技会から締め出されるという規定である。シドニーオリンピックでは、3人のルーマニア選手が陽性となり、この規程の適用がなされた。ルーマニアオリンピック委員会がIWFの定めた罰金を支払ったため、ドーピング違反をしていないルーマニアの4選手は出場できたが、そもそも違反していない選手に対して制裁を科すことになる罰則のあり方については、責任主義の原則に照らして許されるかについて慎重な検討が必要である。

5 未成年者の取り扱い

WADA規程は、未成年者に対する検体採取手続において、同伴者を伴うことができるとしており（検査に関する国際基準付属文書G）、ドーピング違反の未成年者については、制裁措置の決定において未成年者は未成年であるという事実のみで特別扱いを受けないが、競技者等の過誤の有無を判断するにあたり、未成年者であることを考慮して評価するとしている（第10.3.2項、第10.5.1項、第10.5.2項）。この点は、JADA規程もWADA規程と基本的に同じである。但し、JADA規程では、「本規則に基づいて未成年者を検査するためには、当該未成年者に対して法的責任を負っている人が事前に同意をしていることが必要である。関連する国内競技連盟の規則に別段の定めがない限り、当該未成年者がスポーツに参加した場合には、当該事前同意があったものとみなされる。」（第5.7項）と定めている点が特徴である。

国民体育大会（国体）では、ドーピング防止活動について説明をしている「ドーピング防止のための選手必携書」（「必携書」）が選手に配布される。参加選手は、必携書の一部である「国民体育大会ドーピング検査同意

書」（「検査同意書」）⁽³⁾に署名押印しなければならない、選手が未成年の場合、選手とともに保護者（法定代理人親権者）1名が署名・押印することとなっている。

国内競技団体の未成年者に対するドーピング検査の実情などは、競技団体により差異があるが⁽⁴⁾、未成年者を対象としたドーピング検査の実施に、事前に検査対象者となりうる未成年者の保護者の同意を得ることを必要と認識している競技団体は少ない。

民法上、未成年者の法律行為には法定代理人の同意が必要である。ドーピング検査を受けることは、法律行為ではないので民法上の行為能力が要求されるものではない。しかし、ドーピング検査の結果、ドーピング防止規程に違反するとされた場合には、競技者は、未成年者であっても長期間の資格停止などの処分という多大な不利益を受ける可能性がある。未成年者が、このような重大な不利益を受けることを正当化するには、判断能力が十分ある法定代理人が、不利益を受ける可能性のある検査を受けることに同意をしていることが不可欠である。

従って、国体において、「検査同意書」に未成年者の法定代理人の署名を求めているのは適切な対応である。しかし、国体においても、「必携書」の記載内容で説明が十分かどうかについては慎重な検討が必要であり、さらに、真実は法定代理人が署名押印していない「検査同意書」に基づきドーピング検査が実施され、禁止薬物の使用等が判明した場合、制裁の効力が否定されるのかという問題があり、今後の検討が必要である。国内競技団体においても国体と同様な手続を整備する必要があるが、この点での課題は多い。

（財）全国高等学校体育連盟（高体連）は、全国高等学校総合体育大会（高校総体）を主催する。高体連は、現時点では高校総体についてはドーピング検査をする段階ではないとしている。高校総体において、ドーピング検査をしていないのは、高校生に対するドーピング防止の啓発活動が不十分である現状の下での配慮である。啓発活動が十分でない状態での検査の実施を見合わせる措置は適切な配慮である。しかし、ドーピングから未成年の競技者を守るためには、啓発活動を早期に充実させ、検査も早期に実施

できるようにすることが期待される。

国体においては、「当該開催年の18年前の4月1日以前に生まれた者」を成年種別とし、それより若年者を少年種別としている。ドーピング検査においては、第1に、未成年者であっても成年種別に参加するものは成人と同様の扱いとされている。第2に、少年種別について、競技会検査は一部の種目において実施されているのみである。第3に、競技会外検査^⑤については、少年種別の一部の16～18歳の者に限り、各都道府県から5名のみを検査対象者としている。このような措置は、高校総体と同様の18歳未満の未成年者に対するドーピング防止活動の啓発活動の実情を踏まえたものである。

国内競技団体においては、検査手続、制裁決定手続及び制裁内容の点において未成年者と成年者を区別して、未成年者を特別に取り扱うとしている例はまれである。

また、ドーピング検査における採尿手続については医療機関における採尿とは異なり、第三者の監視下での厳格な手続で行われるものであり、未成年者とその保護者に採尿手続を十分に説明をしておかないと、未成熟な未成年者に心的外傷を与える場合も考えられ、この点の配慮も必要である。

6 ドーピング・コントロールと競技団体の倫理規程による制裁とをめぐらる問題

ドーピング防止規程は、ドーピング防止規程違反に制裁を科すものであるが、逆に言えば、ドーピング防止規程違反でない行為は制裁を科されないことを保障し、また、ドーピング防止規程に基づく制裁以上の制裁を科されないことを保障しているものでもある。しかし、一つの行為が、ドーピング防止規程と競技団体の倫理規程に違反する場合がある。

このようなケースでの国内競技団体の対応は分かれている。一方は、選手がドーピング違反行為を行った場合、倫理違反行為として処罰することを全く予定していないという競技団体である。他方は、一部のドーピング違反行為は同時に倫理違反として連盟独自の処分対象としている競技団体

である。

ドーピング行為を規制するのは、「ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって世界中の競技者の健康、公平及び平等を促進する。」(WADA規程概説)ためである。ドーピング防止目的とは別の目的でドーピング違反行為に対しさらに制裁を科すことは可能である。たとえば、ドーピング違反となる行為が同時に刑事罰を受ける場合があるのは当然とされており、同様に、競技団体・企業・学校などが団体の秩序・名誉・信用を守るための規定に基づいてドーピング違反行為に対してさらに制裁を科すことは基本的に許される。ただし、ドーピング違反は無過失責任原則を採用しているのであり、ドーピング違反行為の全てが直ちに団体の秩序・名誉・信用を害するものではなく、この点は個別に慎重に検討すべきである。

また、ドーピング違反とはならない行為を、競技団体が団体独自の倫理規定違反として処罰することも可能である。例えば、WADA規程では、大麻^⑥は「競技会時に禁止対象となる物質」であり、競技会外では所持しようとして使用しようとしてドーピングとしては制裁を受けることにはならないが、日本においてスポーツ選手の大麻の使用、所持、栽培などについては、複数の各競技団体が、それぞれの倫理規定に基づき制裁の対象としている。同様なケースとして、アメリカ水泳連盟が、2009年2月大麻吸引疑惑が写真付きで報じられたアメリカ競泳のフェルプス選手をドーピング違反には該当しないが、「多くの人々を失望させた。」として同選手に3ヶ月の出場停止の処分を科した事例がある。

7 国際競技団体のドーピング防止規程とJADA規程の競合

WADA規程第20条は、署名当事者である国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)、国際競技連盟(IF)及び国内ドーピング防止機関(NADO)に対して、WADA規程に準拠したドーピング防止規則を採択・実施することを義務付けている。

かかるドーピング防止規則の内容について、WADA規程では、原則と

してWADA規程の内容をそのまま導入すべきとしているが、一部については、署名当事者の裁量に委ねている。例えば、WADA規程第10.12項の金銭的な制裁措置（いわゆる罰金）については任意規定であり、同規程を設けるか否か各署名当事者に委ねられている。また、前述のとおり、「検査結果の管理及び聴聞手続」についてはWADA規程をそのまま適用することは求められておらず、WADA規程に反しない範囲で各署名当事者が独自の手続を定めることが可能となっている。

したがって、これら署名当事者に裁量が認められている部分について、IFとNADOの規程が一致しない場合は、いずれの規程を適用するかが問題となる。実際に、JADA規程は罰金を設けていないが、国際サッカー連盟（FIFA）や国際テニス連盟（ITF）などは罰金を設けている例がある。

この点、WADA規程では、競技会検査については、国際競技大会はIFが、国内競技大会はJADAが検査を主管するとしており（第15.1項）、競技会外検査では、IFもJADAもいずれも検査主管となりうる（第15.2項）。「検査結果の管理及び聴聞手続」については、検査を主管するドーピング防止機関（検査が行われない場合は、違反を発見した団体）が所轄することとし、当該機関の手続に関する規則が適用されることになっている（第15.3項）。したがって、例えば、サッカーやテニスにおけるドーピング検査は、JADAが主管する場合には罰金の制裁はないが、IFが主管する場合には罰金の制裁を選択することは可能となる。

このように、検査を主管する主体が自己の規程に基づいて制裁を課すこととなるから、IFとNADOの規程が競合して適用されることはないといえる。

8 JADA規程に準拠していない競技団体の存在

現在、（財）日本体育協会に加盟している国内競技団体は全てJADAに加盟している⁷⁾ため、主要なNFはJADA規程に基づいてドーピング・コントロールを実施している。しかし、（財）日本体育協会未加盟の国内競技連盟（NF）やNFではない有力な国内競技団体の中には、未だJADAに

加盟せず、かつJADA規程に準拠しない独自のドーピング防止規程に則って、ドーピング・コントロールを実施している競技団体もある。

例えば、野球では、オリンピックに選手を派遣する母体となるのは、JADAに加盟している全日本アマチュア野球連盟である。しかしオリンピックに派遣される選手は、日常的には、大学生は（財）全日本大学野球連盟に、社会人は（財）日本野球連盟に、プロ野球選手は（社）日本野球機構（NPB）に、それぞれ属して活動しているが、（財）全日本大学野球連盟及び（社）日本野球機構（NPB）はJADAに加入していない。

JADA規程に準拠することとなると、「禁止薬物等の使用等」の違反の場合、1回目の違反で2年間の資格停止処分（第10.2項）、同じ違反行為について2回目の違反で8年間から永久の資格停止処分（第10.7項）という制裁措置が科されることとなる。しかし、その競技を行うことで生活しているプロ選手としては、このような制裁措置が科されると、生活の手段が事実上奪われることとなってしまうため、プロ選手を抱える競技団体がJADAに準拠せずに、独自のドーピング防止規程を設け、独自の制裁を行おうとすることにも理由がある。

ドーピング防止の観点からは、WADA規程が全面適用されることが望ましい。一方で、団体自治の自由も保障されるべき権利であり、NFでない競技団体が独自の規定を設けることを否定することはできないが、独自規程が適切なものであるかという点では慎重に検討すべきである。

特に、選手の権利を守るための検査、聴聞、不服申立などの手続については、選手の普遍的な権利保障であり、これらの点について選手に不利益な方向で独自規定を整備することは基本的に許されない。

JADAでは、ドーピングの判定は、公正・中立・独立な立場の法律家、医師及び競技者等で構成される日本ドーピング防止規律パネル（規律パネル）が行っているが、NPBが実施するドーピング・コントロールでは医師、弁護士、プロ野球選手会事務局長のほか、NPBコミッショナー、NPB事務局長及びNPB医事委員長の計6名で構成される調査裁定委員会が行っている。ドーピングの判定を行う調査裁定委員会の構成員の半分がNPB関係者によって占められているのは中立性の点で問題である。また、不服

申立手続についても、NPB内部の機関による決定が最終決定とされている点で問題である。

WADA規程及びJADA規程が各競技団体や選手に広く認知され、同規程がドーピング・コントロールについて定めた統一的な一般原則であるとの理解が定着しつつある。こうした中で、JADA規程に準拠しないこととしている競技団体も、そのドーピング・コントロールの結果の公正さを担保するためには、連盟独自のルールを作成し、実施していく過程において、JADA規程の内容は決して無視できないものとなりつつあると言えよう。

まとめ

WADA規程及びJADA規程の概要を紹介し、国内競技団体の実情と問題の所在を概観した。本報告が、国内競技団体が、よりよいドーピング防止規程を整備することの一助となることを願っている。

この報告をまとめるについては、国内競技団体の実情を知ることが前提であったが、この作業は難渋した。国内競技団体が定めているドーピング防止規程自体がホームページ上などで公開されていない場合は少なくなかった。さらに、個々の競技団体に対して問い合わせをしても、ドーピング防止規程は公開できない、調査に協力できないと回答した競技団体もあった。

ドーピング防止活動は、広く公開して正々堂々で行うことに何の支障もない。さらに、ドーピング防止活動を進めるためには、競技者とその関係者に広くドーピング防止規程を理解してもらうことが不可欠であるにもかかわらず、非公開に固執する目的はどこにあるのだろうか？

本報告を準備する過程で私たちが直面した競技団体の対応は、競技団体の運営の透明性の点でも課題があることを示唆している。

以上

【注】

- (1) (財)日本水泳連盟『新2新・ドーピングってなに?』、ブックハウスHD、1997年。
- (2) 日本陸上競技連盟『クリーンアスリートをめざして—陸上競技者のためのアンチドーピン

グハンドブック』、創文企画、2001年。

- (3) 内容は、「①国体諸規定および日本ドーピング防止規程を遵守し、ドーピング検査を受けることに同意します。②ドーピング検査結果の裁定に不服の場合、日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うことに同意します。」である。
- (4) 若年層がトップアスリートとして活躍している競技団体では、未成年者であってもトップアスリートとして厳しくドーピング防止活動の対象としているが、それ以外の競技連盟では、未成年者に対する活動は十分ではない。
- (5) 「国民体育大会ドーピング・コントロール競技会外検査(OOCT)実施要領」に基づき実施される。
- (6) 「S8 カンナンピノイド(ハシシュ、マリファナなど)は禁止される」(2009年禁止表国際基準)
- (7) 財団法人日本サッカー協会(JFA)も2009年にはJADAに加盟した。